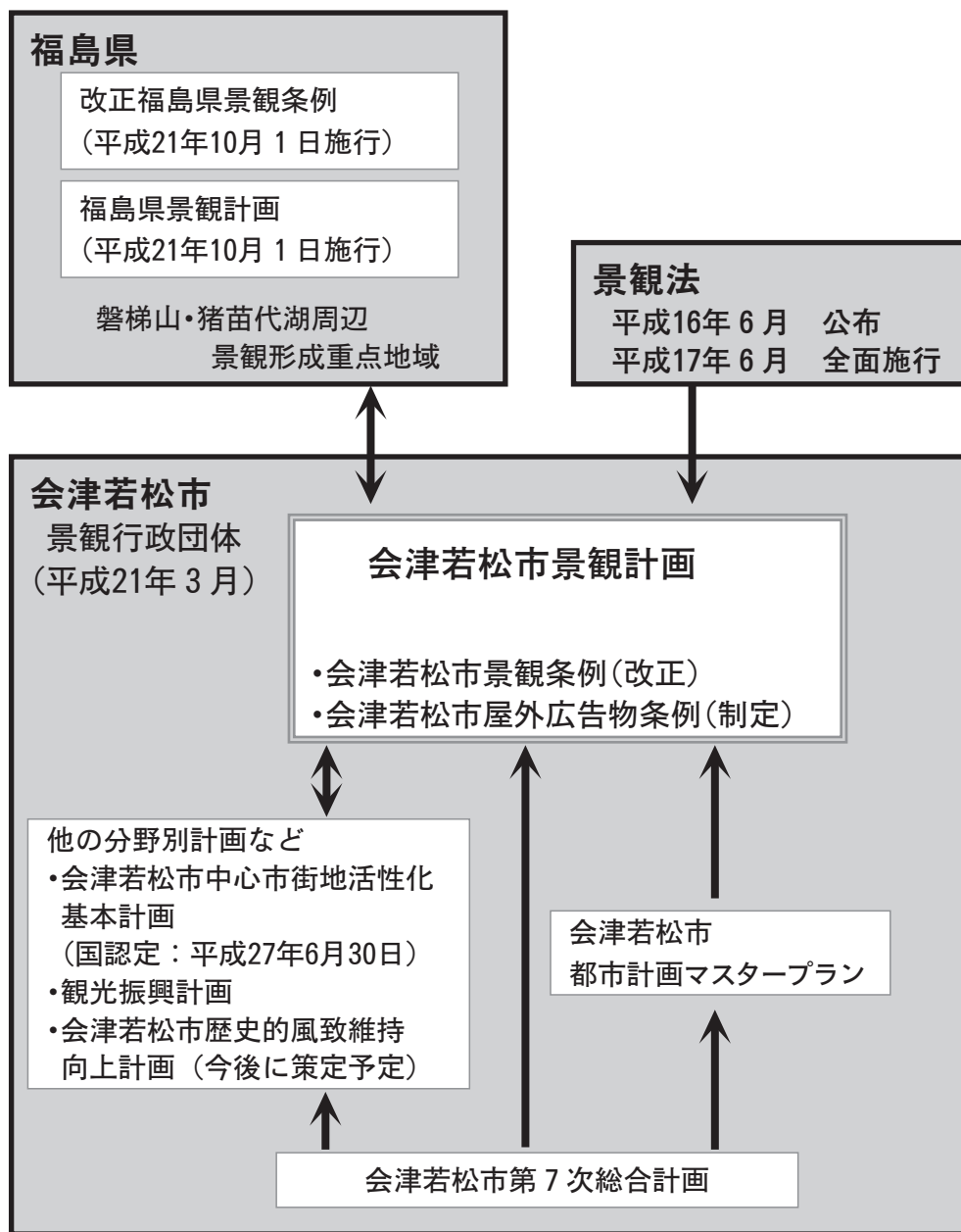


序 章 景観計画の位置づけ



■会津若松市景観計画と上位計画等との関係

※景観法とは

平成16年6月に制定され、都市や農山漁村等における良好な景観形成を図るため、基本理念や市民、事業者、行政の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域等における規制・誘導等の所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律です。

※景観計画とは

景観法第8条に基づく「良好な景観の形成に関する計画」であり、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定め、景観行政を進めていく上での基本的な計画です。

景観計画の区域



- | | |
|---|---|
| 《中心活性化ゾーン》 | 《田園集落ゾーン》 |
| 中心活性化地域 | 田園集落地域 |
| 《良好な住環境ゾーン》 | 《自然環境保全ゾーン》 |
| ゆったり居住地域 | 森林と緑と水を守る地域 |
| 歴史と文化の観光地域 | 湖畔の緑と水辺を守る地域 |
| 《産業活力ゾーン》 | 温泉観光地域 |
| 工業地域 | |
| 産学連携地域 | |
| 物流地域 | |

景観計画の区域（会津若松市全域）

景観計画区域